指名事業者の皆様へ（お知らせ）

当機構としては、円滑に当該事業を開始したいことから、落札業者のリーガルチェックで時間を費やすことのないよう、指名業者におかれましては、あらかじめ法務部署に御確認いただき、異議がある場合には、提案書の提出時に併せて修正意見をご提出くださるようお願いします。

なお、競技の公平性確保のため、修正意見は各社のコンプライアンス上必要な追加・修正のみとして頂き、契約条件の変更はご遠慮ください。

御指摘が無い場合には、当機構が示した契約書(案)により事務を進めることで了承いただいたものとして取り扱わせていただき、明らかな誤字・脱字・不適切な文言使用以外は、修正には応じないこととさせていただきます。

　契約書(案)は、次ページからとなります。

　希望があれば、概算払い（中間金の支払い）にも応じることができます。

業務委託契約書(案)

委託者：公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「甲」という。）と、受託者：

（以下「乙」という。）とは、受益者：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「丙」という。）に対する「原子力被災１２市町村における広域的な広報活動をはじめとする情報発信施策の実行等に係る支援業務」（以下「本件業務」という）の委託に関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（業務の内容および仕様書の遵守）

１．乙は、別紙「業務委託仕様書」のとおり支援を行う。

２．乙は、別紙「業務委託仕様書」および補足仕様書（以下「仕様書等」という。）

　　の記載に従い、甲と十分に打ち合わせを行い、打ち合わせ内容に従い実施の上、

　　実施期間を遵守し業務を遂行し完了させなければならない。なお、補足仕様書と

　　は、本件業務の過程で必要に応じて甲乙間で「業務委託仕様書」の事項について

　　補完するために合意、作成されるものとする。

第２条（甲の責任及び確認事項）

１．甲は、次の各号に掲げる事項につき責任を負う。

①甲は、甲が保有する本件業務に必要な各種の情報、資料等（以下、総称して「資料等」という。）を適切な時機に無償で乙に提供すること。

②甲が乙に提供する資料等の内容・性質（正確性、網羅性等）が、その提供目的の範囲において、乙にとって十分なものであること。

③本件業務の内容を甲が採用するか否かの判断及び甲がこれを採用した場合の結果。

２．甲は、次の各号に掲げる事項を確認する。

①前項第①号及び第②号について、甲がその全部又は一部を履行しなかったことに起因する本件業務の内容等の誤り又は履行遅滞等の結果について、乙はその責任を負わないこと。

②乙は甲から提供された資料等を本件業務に必要な範囲で複製又は翻案することができること。

③乙の行う本件業務が、甲から提供される資料等その他の種々の前提条件の下で行われるものであること。

第３条（乙の責任）

　乙は、次の各号に掲げる事項につき責任を負う。

①乙は、法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を行うこと。

②乙は甲から提供された資料等について、善良なる管理者の注意義務をもって使用、保管及び管理を行うこと。

③乙は、甲から提供された資料等を本件業務以外の用途に使用してはならないこと。

④本件業務の完了又は本契約終了などの事由により、甲から乙に提供された資料等が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なく、これらを甲に返還するか、又は甲の指示に従い廃棄等の処置を行うこと。ただし、乙は、第１５条及び第１６条に定める義務を遵守することを条件として、法令等に基づき乙に保存義務が課せられる文書、並びに本件業務の実施のための前提条件を構成する資料等として保存することが必要であると乙が認めた文書及びデータを保存できる。

第４条（再委託）

１．乙は、甲の事前の書面による承諾を得ずに、本件業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。

２．前項の事前の書面による承諾に基づき本件業務を再委託する場合には、乙は自己が負う義務と同等の義務を再委託先に対して書面にて課すとともに、甲に対して再委託先に当該義務を課した旨を書面により報告し、かつ、乙は秘密情報（第１５条に定義する。以下、本契約において同じ。）の開示に伴う責任を負うものとする。

３．前項に加え、乙は再委託先から次の各号の承諾を得なければならない。また、乙は、当該承諾を得た旨を甲に書面で報告する。

①秘密情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん等の事故発生時には直ちに甲に対しても通知すること。

②秘密情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん等の事故再発防止策を協議する際には甲の参加も認めること。

③再委託先における秘密情報の具体的管理状況の報告は、甲の閲覧も可とすること。

４．乙は、再委託先の行った作業の結果については、甲に帰責事由がある場合を除き、乙は本契約による責任を負う。

第５条（業務責任者及び作業従事者）

１．甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、本件業務の処理状況に関する的確な連絡、確認を行うための各々の業務責任者を相手方に対し書面又は電子メールで通知する。係る業務責任者を変更する場合も同様とする。

２．本件業務に従事する乙の業務責任者及び従業員（以下「作業従事者」という。）の選定及び交代は、甲の事前承認に基づき乙がこれを行う。

３．乙の業務責任者及び作業従事者は、本契約期間中も本件業務に影響を与えないと乙が判断した範囲で甲以外の第三者に対する同種の役務提供に従事することができるものとする。

４．乙は、労働法規その他関係法令に基づき作業従事者に対する雇用主としての労務管理、安全衛生を含む一切の義務を負うものとし、本件業務に関連して必要な作業従事者に対する本件業務に関する一切の指揮命令を行うものとする。

第６条（申告義務）

　甲及び乙は、本契約締結後、商号変更、資本の増減、代表者の変更、合併、組織変更、事務所、工場等の移転その他当該事業者の事業上重要な事項につき変更が生じた場合には、直ちに相手方に通知するものとする。

第７条（報告）

１．乙は甲に対し、甲の指定した時期に本件業務の実施状況の報告を仕様書記載内容に基づき行うものとする。

２．乙は、甲の請求があるときは、口頭又は書面により、本件業務の処理の状況を適宜報告する。

　３．乙は甲が必要に応じて指示する是正措置に従うものとする。

　４．第１条第２項に基づく指示及び前項の是正措置にも拘わらず、仕様書等に基づく要求仕様に対して履行が不完全となる恐れがあると甲が判断した場合は、契約を中途解約し、その時点までに実施した本件業務を判定し算出した金額に減額のうえ履行分のみ支払うものとする。

第８条（改善提案及び提案範囲）

１．甲は乙に対し、甲が合理的と認める範囲で本件業務の改善提案を行う事ができる。当該提案があった場合、甲及び乙は誠実に協議をし、乙は、甲からの提案に対応する為努力するものとする。

２．本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を甲又は乙が知った場合には、係る当事者は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに相手方に報告し、すみやかに応急措置を行わなければならない。

３．前項に基づき報告及び応急措置を行う義務を負う当事者は、当該応急措置を行った後遅滞なく、相手方に対して報告し、今後の対応方針について相手方と協議する。

第９条（契約に定める業務の終了）

１．契約に定める業務の終了にあたっては、乙から甲への完了実績報告書（検収対象成果物）を提出するものとする。

２．甲が前項による報告を受けた後、甲が本件業務終了を検査した旨を乙に通知することにより本件業務終了が確認されたものとする。ただし、本件業務の完了が確認できない場合には、本件業務の取扱いについては第１２条第３項によるものとする。

第１０条（検収対象成果物）

　本契約における検収対象成果物は、以下のとおりとする。

　　①完了実績報告書（紙媒体／電子媒体）　　　　１部

②完了実績報告書概要版（紙媒体／電子媒体）　１部

③参考資料、データ等を記録した電子データ（ＣＤ又はＤＶＤ）一式

第１１条（報酬）

　本件業務の報酬額（業務委託料）は、　　　　　　　　　　　　円（消費税別）とする。ただし、本契約の内容が契約期間中に変更された場合には、当該金額についても甲乙間の合意により変更することができるものとする。

第１２条（支払方法及び経費等）

１．業務委託料の支払いは、第１０条で定める完了実績報告書（検収対象成果物）を乙から甲へ提出し、検収を完了した後に行うこととする。

２．乙は、甲が対象成果物の検収を完了した後、速やかに請求書を甲に送付するものとする。

３．ただし、第１条第１項の定めに対して前項における本件業務の完了が確認できず、

　　仕様書に基づく要求仕様に対して履行が不完全な場合等は、第２３条にて定める契約期間に拘わらず甲が履行催告する期間までに乙は完全履行すること、あるいは、甲はその時点までに実施した本件業務を判定し算出した金額に減額のうえ履行分のみ支払うものとする。

４．甲は、第２項の乙の請求に基づき、以下の支払期日までに、甲の手数料負担において、乙が別途指定する銀行口座への振込送金の方法により、乙に対し当該請求金額を支払うものとする。

①支払期日
令和　　年　　月　　日

②支払金額（消費税別）
　　　　　　　　　　円（ただし、本条第７項の規定による概算払を行った場合は、残金とする）

５．乙が本件業務遂行のために必要とする、交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用・現地調査など）（以下、総称して「経費等」という。）に関しては、その実費相当額を第１１条の業務委託料とは別に甲が負担するものとする。なお、出張費については、次の金額を上限額とする。

　　・宿泊費：１０，０００円（１泊１人あたり／消費税等を除く）

　　・日　当：１，０００円（１日１人あたり／消費税等を除く）

６．前項に規定する経費等の支払いについては、業務委託料と合わせて乙から甲に請求するものとする。なお、請求の際には、乙は甲が指定する台帳へ必要事項を記入し、証憑の写しを甲へ事前に提出するものとする。

７．甲は、第４項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、業務委託料の一部を概算払することができる。

８．乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、業務委託料概算払請求書（指定様式）を甲に提出するものとする。

９．甲は、前２項の規定による支払の請求があったときは、その日から３０日以内に支払うものとする。

10．乙は、前項の規定により概算払を受けたときは、委託業務完了後遅滞なく業務委託料概算払精算書に委託業務に係る支出の内訳を明らかにした収支決算書を添えて甲に提出するものとする。

11．甲は、前項の業務委託料概算払精算書に基づき、業務委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

12．乙は、第７項の規定により支払いを受けた委託料の額が、前項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第１３条（提出物の所有権及び知的財産権）

１．乙が本契約に従い甲に提出する報告書を含む提出物（以下「提出物」という。）の所有権は、第９条第2項をもって乙から甲へ移転する。

２．提出物に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。以下、本契約において同じ。）は、第９条第2項をもって甲に帰属する。

３．甲は、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、提出物を社内で利用するために必要な範囲で、甲の責任において複製又は翻案することができるものとし、乙は、係る利用について著作者人格権を行使しないものとする。尚、本契約の締結より以前に乙が有していた著作物は当然に乙に帰属する。

４．甲は、乙の書面による事前の承諾がない限り、乙による本件業務の履行内容又は経過が記載された提出物を、その作成者名義の如何にかかわらず、第三者に開示してはならない。ただし、甲の職員の出向元役員ならびにその職員や、甲がその構成員の一員たる福島相双復興官民合同チームの他の構成員である内閣府原子力災害対策本部及び福島県（これらを合わせて「福島相双復興官民合同チーム」という。）に開示ならびに甲が新たな受託者との間で丙に対する支援業務の委託契約を締結するにあたり入札に参加するものに秘密保持契約を締結した上で開示する場合はこの限りでなく、また甲が合理的な理由を示して乙に対し第三者への開示承諾を要請した場合には、乙は不当に係る要請を拒否しないものとする。なお、係る提出物には、文書以外にそれと一体をなす磁気テープ、記録・表現のための媒体等を含む。また、本項の規定は、本契約終了後もなお存続する。

５．前項に基づき乙が第三者に対する開示を承諾した場合には、甲は、乙が当該提出物の開示に同意する第三者との間で、前項において甲が乙に対して負担するのと同様の義務を、当該第三者に負わせる契約を締結するものとする。

６．第４項に基づき甲が新たな受託者との間で丙に対する支援業務の委託契約を締結した後、当該受託者に対し本件業務の履行内容又は経過が記載された提出物を開示する場合は、甲は、当該受託者との間で、第４項において甲が乙に対して負担するのと同様の義務を当該受託者に負わせ、かつ、開示目的を次回以降の支援の検討・実施に限定するものとする。

第１４条（特許権等）

１．提出物に関して乙又は第三者が従前から保有していた特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。）、ノウハウ等（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等を総称して「特許権等」という。）は、前条第１項に基づき提出物の所有権が甲に移転した場合であっても、乙又は第三者に留保される。

２．本件業務の遂行の過程で生じた発明及び考案（以下、総称して「発明等」という。）に係る特許権等は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

３．甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾できるものとする。

４．乙は、第１項に基づき特許権等を保有することとなる場合には、甲に対し、本契約の目的の範囲において、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。

第１５条（秘密保持）

１．甲及び乙は、本契約の履行にあたり、相手方が秘密である旨明示して開示する情報及び本契約の履行により生じる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取扱い、次項に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（乙の関係会社の役員及び従業員のうち、本契約の目的のために当該秘密情報を知る必要のある者は除く。以下同じ。）に開示してはならない。ただし、乙が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、次の各号に掲げる情報は、秘密情報の対象外とするものとする。

①開示を受けたときに既に乙が保有していた情報

②開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

③開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく乙が独自に取得し、又は創出した情報

④開示を受けたときに既に公知であった情報

⑤開示を受けた後、乙の責に帰し得ない事由により公知となった情報

２．甲及び乙は、法令により前項に規定する秘密情報の開示が義務づけられた場合には、事前に（やむを得ない場合は事後速やかに）相手方に通知し、開示の範囲は開示を義務づけられた必要最小限の範囲内で、可能な限り相手方の指示に従うものとする。

３．乙は、甲より開示された秘密情報の管理につき、乙が保有する他の情報や記録媒体等と明確に区別して適切に管理する。

４．甲及び乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（乙の関係会社、本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む）の役員・従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき、甲及び乙が負う秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員・従業員に課すものとする。

５．秘密情報の提供及び返却等については、第２条並びに第３条第③号を準用する。

６．秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用されるものとする。

７．甲及び乙は、甲の定めるプライバシーポリシー（甲の平成２７年８月２４日付け「個人情報及び法人情報の取扱について」をいう。）を遵守し、秘密保持に努めるものとする。

第１６条（個人情報の取扱い）

１．甲は、乙に対して、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法律」という。）に定める個人情報のうち、乙に提供する甲の保有する個人情報（以下「当該個人情報」という。また、丙等に係るものを含み、公知又は非公知の別を問わない。）が、法律等（諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等を含む。以下、本条において同じ。）が要求している必要な要件及び手続を具備したものであることを表明するものとする。

２．乙は、当該個人情報を、漏えい、盗用、改ざんしてはならず、かつ本契約の目的以外に利用せず、法律等に従って適正に取扱うものとする。また、乙は、当該個人情報を秘密情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３．乙は、甲から求めがあった場合には、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、当該個人情報の管理状況について監督、監視するため、甲が必要と認める場合には、予め乙と方法等につき協議のうえ、調査を行うことができるものとする。

４．乙は、本条に違反する事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合には、すみやかに甲に報告し、その対応に関して甲乙協議するものとする。

５．甲及び乙は、甲の定めるプライバシーポリシーを遵守し、個人情報保護に努めるものとする。

６．本条の規定は、本契約終了後もなお存続する。

第１７条（権利譲渡の禁止）

　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に関連して生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引受させ若しくは担保に供してはならない。

第１８条（損害賠償）

１．甲及び乙は、本契約の履行に関して、相手方の責めによる事由で現実に損害を被った場合には、相手方に対して、次項に定める限度内で損害賠償の請求ができる。ただし、その対象範囲は通常かつ直接の損害に限るものとし、逸失利益及び偶発損失等の特別損害を含まない。

２．前項の損害賠償の累積総額は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった本契約に定める業務委託料の金額を限度とする。

３．前各項に基づく損害賠償の請求は、損害賠償の請求に関わる消滅時効については

民法第１６６条の規定するところに従うものとする。

４．本条の規定は、本契約終了後もなお存続する。

第１９条（契約の解除）

１．甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なく、ただちに本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。

①重大な過失又は背信的な行為があった場合

②所轄官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けた場合

③競売、仮差押、仮処分、保全差押若しくは強制執行の申立を受けた場合

④支払い停止の状態になった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合

⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

⑥公租公課の滞納処分を受けた場合

⑦その他、前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

２．甲及び乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めて行った催告後においても是正されない場合には、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。

３．第１項及び第２項の定める債務不履行が履行催告後も不完全履行の場合に本契約が解除された場合、甲は、その時点までに実施した本件業務を判定し算出した金額に減額のうえ履行分のみ支払うものとする。ただし、乙の第１項第１号に該当する事由に基づき本契約が解除された場合はこの限りでない。

４．丙より業務終了の申し出があった場合には、甲乙協議のうえ、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。

第２０条（契約内容の変更）

　本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ、別途、書面にて変更契約を締結することによってのみ、これを行うことができる。

第２１条（乙と丙との契約関係書類の提供）

　乙は、本件業務の実施にあたって、本契約とは別に、丙から、甲の指定する内容が記載された支援申込書の差し入れを受けることとする。

第２２条（反社会勢力の排除）

１．甲及び乙は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約する。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

３．甲及び乙は、相手方が、本条の表明及び確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。この場合において、当該解除をした者は、その相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、当該解除をされた者は、係る解除による損害が生じたときは、その相手方に対してすべての損害を賠償するものとする。

４．甲及び乙は、本契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告する。

第２３条（契約期間）

１．本契約の期間は令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。ただし、当該期間中に作業が完了しないことが明らかになった場合には、乙は甲へ３０日前までに、遅滞なくその事実を通知し、甲乙協議のうえ当該期間を延長することができるものとする。

２．本契約の終了にかかわらず、本契約に別段の定めのある条項は、甲乙間に別段の合意がない限り、その定めに従い有効に存続するものとする。

第２４条（調書の保管）

乙は、原契約の業務提供において利用した資料等を、原契約の終了後も乙の法令遵守および業務管理上必要とされる記録として保存することができる。

第２５条（準拠法、合意管轄）

１．本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。

２．本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を所管する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

３．本条の規定は、本契約終了後もなお存続する。

第２６条（協議）

　本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙双方は、信義誠実の原則に基づいて協議し、円満に解決を図るものとする。

　以上のとおり本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　所在地　　　　　福島県福島市栄町６番６号　福島セントランドビル

　　　　商号　　　　　　公益社団法人福島相双復興推進機構

　　　　代表者氏名・印　常務理事

（乙）　所在地

　　　　商号

　　　　代表者氏名・印

第１号様式（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人福島相双復興推進機構

　　　　　　　　常務理事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　所　在

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

完　了　実　績　報　告　書

　令和　　年　　月　　日付けで委託契約を締結した下記の業務につきまして、委託契約書第９条の規定に基づいて、下記により事業実績を報告します。

記

１　業務の名称

２　事業実施期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

３　事業実施内容

　　別紙のとおり

第２号様式（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人福島相双復興推進機構

　　　　　　　　　常務理事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　所　在

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

業務委託料精算払請求書

　令和　　年　　月　　日付けで委託契約を締結した下記の業務につきまして、委託契約書第１２条第２項の規定に基づいて、下記による委託料の精算払を請求します。

記

１　業務の名称

２　精算払請求額　　　　　　　　　　円

３　内　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 契約金額 | 概算払済額計 | 差引金額 | 備　　　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |

第３号様式（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人福島相双復興推進機構

　　　　　　　　常務理事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　所　在

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

業務委託料概算払（第　回分）請求書

　令和　　年　　月　　日付けで委託契約を締結した下記の業務につきまして、委託契約書第１２条第８項の規定に基づいて、下記による委託料の概算払を請求します。

記

１　業務の名称

２　概算払請求額　　　　　　　　　　円

３　内　訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 契約金額 | 概算払済額計 | 今回請求額 | 残　　　額 | 備　　　考 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

　※出来高が確認できる書類を添付すること。

第４号様式（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人福島相双復興推進機構

　　　　　　　　　常務理事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　所　在

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

業務委託料概算払精算書

　令和　　年　　月　　日付けで委託契約を締結した下記の業務につきまして、委託契約書第１２条第１０項の規定に基づいて、すでに概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

１　業務の名称

２　還　付　額　　　　　　　　　　円

３　内　訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 契約金額 | 概算払済額計 | 精　算　額 | 差　　　額 | 備　　　考 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

　＊「差額」欄には、「概算払済額計」から、「契約金額」又は「精算額」のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

　（添付書類）

　　・精算額の内訳を確認することができる書類（委託業務に係る収支決算書等）

別紙　仕様書

　　　別に定めた仕様書を添付する。